

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 2 月 23 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700669 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700056 号

## 第1 結論

平成 14 年 \* 月の請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 \* 月

請求期間当時、私は大学生であり、請求期間後は国民年金保険料の学生納付特例期間として認められているのに請求期間だけが未納とされていることに納得できない。

調査の上、請求期間を学生納付特例により国民年金保険料の納付を猶予されていた期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求期間当時に在籍していたとする大学からの回答によると、請求者が請求期間当時において国民年金保険料の学生納付特例の対象となる学生であったことが確認できる上、オンライン記録によれば、請求期間直後の平成 14 年度の国民年金保険料については、請求者の 20 歳到達月の翌月の平成 14 年 \* 月 24 日を申請日として、学生納付特例の承認を受け、納付を猶予されていたことが確認できる。

また、平成 17 年 3 月以前における国民年金保険料の学生納付特例の期間は、申請日の属する月の前月から社会保険庁長官の指定する月までとされていたことから、上記申請日において、請求期間に係る学生納付特例の申請が可能であったことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請手続、承認通知などに関する記憶が明確でない上、請求者は、当該申請手続は請求者の父親が行った可能性もあるとしているが、請求者の父親からも事情を聴取することができない。

また、請求者が請求期間当時に居住していた市の記録によると、請求者の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されていた期間は、平成 14 年 \* 月から平成 16 年 3 月までの期間であり、請求期間は含まれておらず、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めるることはできない。